

水質基準（条例第59条、施行規則第36条別表6）

項目	基準値
カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
全シアン	検出されないこと。
リン 有機リン（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。）	検出されないこと。
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
六価クロム	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
ヒ素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1リットルにつき1ミリグラム以下
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
クロロエチレン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
1, 2 - ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下
1, 1 - ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
1, 2 - ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
1, 3 - ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
フッ素	1リットルにつき0.8ミリグラム以下
ぼう素	1リットルにつき1ミリグラム以下
1, 4 - ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下

備考

- 「検出されないこと。」とは、第3項から第5項までに規定する方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 土壤基準告示付表に定める方法によりろ過して検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 測定方法（有機リン及び銅に係るものを除く。）は、平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）別表測定方法の欄に掲げる方法とする。
- 有機リンに係る測定方法は、規格K0102の4.7.2.1及び7.2.3に定める方法とする。
- 銅に係る測定方法は、規格K0102の3.11.2、11.3、11.4、11.5又は11.6に定める方法とする。
- 1, 2 - ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125.5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125.5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度との和とする。